

7土第407号
令和7年12月23日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

「建設工事標準請負契約約款の実施」及び「労務費に関する基準の実施」
について（通知）

中央建設業審議会会長から、「建設工事標準請負契約約款の実施」及び「労務費に関する基準の実施」について、別添のとおり勧告がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

なお、これらに対する本県発注工事における対応方針については、決まり次第、別途お知らせします。

【概要】

○建設工事標準請負契約約款の実施

第三次・担い手3法（令和6年法律第49号）が令和7年12月12日に全面施行されたこと等を踏まえ、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、民間建設工事標準請負契約約款（乙）及び建設工事標準下請契約約款について改正が行われた。

○労務費に関する基準の実施

第三次・担い手3法（令和6年法律第49号）により、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとなった中央建設業審議会が、個々の技能者にその経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指す「労務費に関する基準」を作成した。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp